

令和4年度第7回 府中市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和4年10月25日(火)午前9時30分から午前11時32分

2. 開催場所 上下町民会館 2階 会議室

3. 出席委員 9人

1番 秋山 剛 2番 野津田はるみ 3番 小川康成
5番 小森山仁司 6番 瀬尾 毅 7番 岡本 隆
8番 末宗龍司 9番 木戸安江 10番 久保時治
11番 小寺 旭

推1番 池田源實 推2番 岡崎正昭 推3番 田原忠一
推4番 濱保敬志 推5番 向田定男 推7番 槇本桂志
推10番 高山明久 推11番 栗根耕作 推12番 井手口昭博

4. 欠席委員 4番 竹内茂樹

5. 傍聴人 なし

6. 議事日程

第1 開会あいさつ

第2 議事録署名人の指名

第3 協議事項

議案第25号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第26号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第27号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第28号 非農地証明交付申請について

第4 報告事項

報告第13号 農地法第4条の規定による届出について

報告第14号 農地法第5条の規定による届出について

報告第15号 農地法第4・5条許可条件の履行延期承認申請について

第5 その他

(1) 11月の総会の日程について

7. 農業委員会事務局職員

農業委員会事務局長 池田 弘昭

農地係主任 田淵 哲也

8. 会議の概要

【事務局(池田)】定刻になりましたので、これより令和4年度第7回農業委員会総会を開催します。まずは会長より挨拶をお願いします。

【議長】(会長挨拶)

本日の欠席委員は4番 竹内委員です。定数に達しておりますので、令和4年度

第7回農業委員会総会をこれより開催します。本日の議事日程はあらかじめお手元にお配りしておりますとおります。なお、携帯電話につきましては、マナーモードか電源をお切りください。

【議長】 それでは、日程第2 議事録署名委員の指名を行います。本総会の会議録署名委員は、会議規則第18条第2項の規定により、5番 小森山委員、6番 瀬尾委員を指名します。よろしくお願いいたします。

【議長】 それでは、日程第3 協議事項に入ります。なお、発言に当たっては、挙手のうえ、議長の指名を受けてからお願いします。

議案第25号 農地法第3条の規定による許可申請について事務局より説明してください。

【事務局（田淵）】（議案第25号を説明）

【議長】 それでは担当委員の補足説明をお願いします。番号1及び2を高山委員お願いします。

【推10番 高山委員】 10月14日、竹内委員と2人で、諸毛町の現地確認を行いました。譲渡人の〇〇さんは、現在東京に住まいされており、耕作、維持管理ができない。譲受人の〇〇さんはブドウ農園建設予定として、周りにも土地をたくさん所有しておられます。特に問題ないと思われま。

続いて、10月15日、竹内委員、楨本委員、〇〇さんとの4人で河佐町の現地確認を行いました。

場所は、府中市河佐町の芦田川のすぐ隣、3筆で、計1,387㎡です。譲渡人 〇〇〇さんは大阪に住まいされ、維持管理耕作はできません。譲受人 〇〇 〇〇さんは、数年前に災害に遭い、電気のない経験をしておられ、この土地を利用して、営農型太陽光発電をすることにし、もしもの時には、近所の人に使用してもらいたいとのことでした。下部では地元のしきみ農家である〇〇さんの指導を受けながらしきみを植樹する予定です。特に問題はないと思います。以上です。

【議長】 ただ今の事務局並びに担当委員の説明に、ご意見ご質問はございませんか。

（質疑なし）

【議長】 質疑なしと認めます。それでは、議案第25号は提案どおり許可妥当とすることに、ご異議ありませんか。

（異議なし）

【議長】 異議なしと認めます。それでは議案第25号は提案どおり許可妥当とします。

【議長】 続いて、議案第26号 農地法第4条の規定による許可申請について事務局から説明してください。

【事務局（田淵）】（議案第26号を説明）

【議長】 続いて、担当委員の補足説明をお願いします。番号1を高山委員お願いします。

【推 10 番 高山委員】 10 月 15 日、竹内委員と榎本委員と申請者の〇さんと、現地確認を行いました。

場所は河佐駅より北に約 200m 行った山側です。地目は畑で面積 995 m²です。これに対し、パネル枚数 186 枚でしたが、土地に対してどのぐらいの割合になるのか知りたいと思いました。設置するにあたり、周りの住宅や畑の地権者の同意を得ているのか。雨水は、地面が吸収するが、太陽光パネルの場合は一面に流れ、田とは違い勾配があり、隣地に流れやすい。この地域は危険地域としてハザードマップにも載っています。近年の大雨で水路が溢れ、2 軒の住宅に山からの水が流れ込んだり、また畑の石垣が崩れたりしたことがあります。周りの同施設の設置後の管理状況も良いとは言えません。設置後の管理は苦情のないようにとお話しました。

私としては、地権者の方も良い人だと感じましたが、水路の幅が狭く、石を積んだ状態です。25 日の総会までにこれらの回答と同意書を農業委員会に提出してくださいと話しました。皆さまの判断をよろしくお願いします。

【議長】 続いて、番号 2 を吉岡委員ですが、本日欠席のため事務局よりお願いします。

【事務局（田淵）】 先ほどの高山委員の補足説明にありましたが、昨日、2 名の方からの承諾書を持ってこられました。社内での連絡が届いていなかったようですが、2 名の承諾では不足ですというお話をいたしました。

高山委員と相談の上、隣接農地及び高山委員が気になる住宅への事業説明と、事業内容の了承を得てくださいということをお願いしました。これにつきましては 25 日の総会には間に合わないとのことで、着工予定の 11 月 1 日までにその了承を得て、事務局に提出してくださいというお願いをいたしました。エコラボさんは趣旨をご理解いただいて、早々に対応をしていただけると連絡がございましたので、追加で報告いたします。

番号 2 番の阿字町の件は吉岡委員より原稿をお預かりしております。

10 月 17 日、吉岡委員と高山委員 2 名で、現地確認を行っていただいております。

現地は、旧北小学校より南に 200m の阿字町内です。〇〇さん宅の墓地は、山の上の共同墓地にあり、現在は一人暮らしで、高齢で墓参りも難しくなってきたとのことで、家の奥の畑に墓地の計画をされたということですが、半分完成したところで許可の関係の指摘をされたということでご相談にこられ、今回の申請に至っております。周りの家に見えにくくするために高いフェンスを立てられるなど配慮もされているようです。

周辺の居住者への説明は完了し了解を得ているとのことです。問題はないとのことで原稿はお預かりしております。以上でございます。

【議長】 ただいまの事務局並びに担当委員の説明に、ご質疑はございませんか。

【3 番 小川委員】 番号 1 番の久佐町の件ですが、保全管理はきちんとされるかどうか。そういった確約できるようなもの、書類の提出とかいうのはありましたでしょうか。

【事務局（田淵）】 書類の提出はございませんが、先月の総会時に協議いただいたとおり、今後の太陽光施設の申請につきましてはその後の管理を重点ポイントとして確認をしております。該当地はエコラボさんが今後管理をしていくとのことで、連絡先、管理をされる方等の確認をしております。

【1 番 秋山委員】 施設の下側に 2 軒家があります。水路について。

【事務局（田淵）】その水路に関しまして、予定地の北側から水路が西と東に分かれているとのこと。その先にあるお宅には、必ず事業説明をしておいてくださいということを実地確認でも業者さんにお伝えをしていますし、事務局からも改めて水路の関係でこの2軒には必ず話をしておいてくださいということをお伝えしました。

【8番 末宗委員】現在2名の承諾書が出てるとのことですが、事務局ではどれぐらいの範囲を想定したのですか。

【事務局（田淵）】今回の場合半径何mではなく、そのパネルから見える住宅を目安にしました。また隣接農地を考えてなかったのも、基本的に農地の重視と、パネルを中心に、パネルから見える住宅に事業説明はしっかりして、了承を得るようお願いをしております。

【3番 小川委員】もう一つは太陽光施設は、日が照る角度により家の方に照らされると光線の問題が発生する可能性もあるのではないかと思います。過去設置したところの住民からいろんな苦情が出ます。その苦情が出ることは異議の申し立てに繋がると思うんです。その苦情の中に反射光の問題が非常に出ております。また水路についての苦情があります。

【5番 小森山委員】許可したとして、その後何か違反するようなことがあった場合、農業委員会でその改善命令を出すことがないのであれば、こういう条件をつけて許可しましたという書類を残しておくのが一番いいのではないかと思います。

【議長】農業委員会でできることできないことはあります。先ほど小森山委員からありましたとおり、許可した案件で疑義が生じた場合、こういう条件を付したというものを残しておいて、この案件を審議していきたいと思うのですがいかがでしょうか。

【事務局（田淵）】事務局としても、今後も引き続き、小川委員からありましたように、注意が必要な事項が整理をされてきているので、申請者さんには状況によりいろいろお願いをしながら、それが条件となろうかと思います。必要に応じ添付書類の追加を求め、なおかつ、パネル設置後の対応というのもしっかりと確認をしたいと思っております。

【議長】異常気象で大雨が降った時に、災害が起きる可能性が心配だという意見が出たということをお知らせということでもよろしいですか。

高山委員からもありましたように、ここは災害で危険だということですが、今後はこういう問題が起きそうだという案件が出た場合は写真を撮って、皆さんが見ながら審議・協議をしたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、この案件について、他にご意見等ございませんか。

（質疑なし）

【議長】質疑なしと認めます。それでは、議案第26号は提案どおり許可妥当の意見とすることに異議はありませんか。

（異議なし）

【議長】異議なしと認めます。それでは、議案第26号は提案どおり許可妥当の意見と

します。

【議長】続いて、議案第27号 農地法第5条の規定による許可申請について事務局から説明してください。

【事務局（田淵）】（議案第27号を説明）先ほどからもあるように、管理者、防草対策等について受任者である川崎事務所を介して回答いただきました。

番号1、2ともに、防草対策に関しては、防草シートと草刈除草剤等で管理する。管理の回数は年4回程度とのことです。設備の管理につきましては、常時遠隔監視システムを用いて異常があれば駆けつける。年6回は現場を確認するというとのことです。20年を経過した後はどうされるかという質問に対しては、パネルが使用可能であって、なおかつその利益が出るのであれば、設備を更新して事業を継続をしたいとのことです。継続不可能と会社が判断した場合は、撤去を行いリサイクルを行いますということで川崎さんの押印をいただき、追加の提出をいただきました。

【議長】続いて、担当委員の補足説明をお願いします。番号1及び2を栗根委員お願いします。

【推11番 栗根委員】番号1と2は同じ場所ですので一緒に説明します。10月13日、川崎行政書士の佐々田さんと小森山委員とで現地確認をしました。

現地は府中金丸線を府中から上っていき、府中市親和児童公園より北に250m行き、60cm幅のコンクリートの道を東に50m行ったところ。番号1、2とも雑草が80cmくらい生え、番号2の南側は道に沿って水路が、北側には1mの石垣があり上側は〇〇さんの農地です。ともに現状のまま利用し、天水は水路へ放流します。問題ないと思われれます。

【議長】続いて、番号3を高山委員お願いします。

【推10番 高山委員】10月15日、竹内委員と榎本委員とエコラボ社員の4人で現地確認を行いました。

場所は河佐駅より北に約200m行った山側です。地目は畑で面積286㎡です。これに対し、パネル枚数67枚でしたが、土地に対してどのぐらいの割合になるのか知りたいと思いました。設置するにあたり、周りの住宅や畑の地権者の同意を得ているのか。雨水は、通常地面が吸収するが、太陽光パネルの場合は一面に流れ、田とは違い勾配があり、隣地に流れやすい。この地域は危険地域としてハザードマップにも載っています。近年の大雨で水路が溢れ、2軒の住宅に山からの水が流れ込んだり、また畑の石垣が崩れたりしたことがあります。周りの同施設の設置後の管理状況も良いとは言えません。設置後の管理は苦情のないようにとお話しました。

私としては、会社の方も良い人だと感じましたが、水路の幅が狭く、石を積んだ状態で危険区域です。皆さまの判断をよろしくをお願いします。

【議長】ただいまの事務局並びに担当委員の説明に、ご質疑はございませんか。

先ほどの議案同様、総会での意見を申し伝える事とします。

（質疑なし）

【議長】質疑なしと認めます。それでは、議案第27号は提案どおり許可妥当の意見とすることにご異議はありませんか。

(異議なし)

【議長】異議なしと認めます。それでは、議案第27号は提案どおり許可妥当の意見とします。

【議長】続いて議案第28号 非農地証明交付申請について、事務局より説明してください。

【事務局（田淵）】（議案第28号を説明）

【議長】それでは、担当委員の補足説明をお願いします。番号1を栗根委員お願いします。

【推11番 栗根委員】申請されたのはひ孫の〇〇 〇〇さんです。7月26日小寺会長と農地パトロールの際、農地の埋立てを発見しましたが、農地の地番が不明でした。8月6日、再度小森山委員と荒谷へパトロールに行ったところ埋立てが進行していました。確認したところ〇〇〇〇の依頼とのことで、9月2日〇〇〇〇社長と小寺会長、事務局で現地確認をしました。聞き取りによると隣接地が原野であることから地元での利用を考えており、隣地との境界を確認しておらず一部土が入っているとのことです。〇〇さんの農地は父親が亡くなり20年前から管理ができなくなり、駅家に転出してからは年に2～3回ほどの草刈り等を行っていたが、母親の体調が悪くなり、さらに管理ができなくなったとのことです。今後耕作することはなく、地元で有効利用していただければと非農地申請されました。

【議長】ただ今の事務局並びに担当委員の説明に、ご質疑はございませんか。

(質疑なし)

【議長】質疑なしと認めます。それでは、議案第28号は提案どおり承認とすることにご異議はありませんか。

(異議なし)

【議長】異議なしと認めます。それでは、議案第28号は提案どおり承認とします。

【議長】続いて、日程第4 報告事項に入ります。報告第13号 農地法第4条の規定による届出について、事務局から報告してください。

【事務局（田淵）】（報告第13号について報告）

【議長】ただいまの事務局の報告についてご質疑はございませんか。

(質疑なし)

【議長】質疑なしと認めます。

【議長】続いて、報告第14号 農地法第5条の規定による届出について、事務局から報告してください。

【事務局（田淵）】（報告第14号について報告）

【議長】ただいまの事務局の報告についてご質疑はございませんか。

（質疑なし）

【議長】質疑なしと認めます。

【議長】続いて、報告第15号 農地法第4・5条の規定による許可条件の履行延期承認申請について、事務局から報告してください。

【事務局（田淵）】（報告第15号について報告）

【議長】ただいまの事務局の報告についてご質疑はございませんか。

（質疑なし）

【議長】質疑なしと認めます。これをもって本日の議事及び報告については終了とします。

【議長】続いて日程第5 その他に入ります。来月の農業委員会の日程についてですが、11月25日（金）午前9時30分から、会場は上下町民会館 2階 会議室で決めたいと思いますが、いかがでしょうか。

（異議なし）

【議長】それでは、次回は11月25日（金）午前9時30分から、会場は上下町民会館 2階 会議室と決めさせていただきます。これをもちまして、本日の総会の議事日程のすべてを終了しました。ご苦労様でした。

令和4年10月25日

議長（会長）

以上の議事内容及び結果について、事実と相違ないことを証するため、議事録署名人は次に署名押印する。

議事録署名人

議事録署名人